

環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年12月12日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎とどろきパーク株式会社 代表取締役 小井 陽介 神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目472番地
	名 称	等々力緑地再編整備・運営等事業
	種 類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為） 埋立て（第3種行為） 商業施設の新設（第1種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）
	実施区域	川崎市中原区等々力1番ほか
	目 的	等々力緑地の再編整備
	内 容	区域面積：約43.7ha 延べ面積：約154,980㎡
	施行期間	令和7年夏前後（着工予定）～令和13年3月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年12月12日（木）～12月26日（木） 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。 期間中は本市ホームページにて条例見解書の内容をご覧ください。
	縦覧場所及び時間	中原区役所（4階）・環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。 ※縦覧開始日（12月12日）は、午前10時から縦覧を行います。 ※土曜、日曜日は除きます。
	条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」）の開催について	市長は、意見を述べたい旨の申出があった場合で必要であると認めるときは、条例公聴会を開催します。開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。 条例公聴会は、令和7年2月2日（日）日中の開催を予定しています。 条例公聴会については、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	申出書の記載内容（申出書の様式）及び申出ができる方は、川崎市環境影響評価に関する条例及び公聴会に関する事務取扱要綱で規定されています。 詳しくは、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例見解書の閲覧、条例公聴会で意見を述べたい旨の申出ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html
問合せ先		川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921

関係地域の範囲（条例見解書より抜粋）

関係地域は、環境に影響が及ぶと予想される範囲とし、以下に示す範囲を包含する地域とする。

- ・建設機械の稼働に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある計画地敷地境界から100m程度の範囲
- ・工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある車両走行ルート沿道から50m程度の範囲
- ・日照障害が及ぶ範囲
- ・テレビ受信障害が及ぶ範囲
- ・風害を及ぼすおそれのある計画地敷地境界から建物高さの2倍程度（約86m：最高高さを43mと想定）の範囲

市名	区名	関係町丁名
川崎市	中原区	宮内1丁目、宮内2丁目、宮内3丁目、宮内4丁目、上小田中6丁目、上小田中7丁目、等々力、小杉御殿町1丁目、小杉陣屋町1丁目、小杉陣屋町2丁目、今井上町 上記町丁の一部

